

院に豫納すべきものとす

乾甲六號

#### 四 議院に於ける私事法案の取扱

如上の手續に依り提出せられたる議案に反対なきときは貴衆兩院長の任命に係る二人の私事法案検査員兩院長の指揮命令に従ひ一月十八日頃に其議案を検査す検査員は請願書及議案の検査を行ふべき一週間前に豫め其検査の時期を請願者に通知し、検査當日に請願者出頭せざるときは其議案を放棄す當日請願者が出頭するときは通例代理者又は訟師をして代て出頭せしむ検査員に於て通知廣告工事仕様書差出方及金額豫納に關する私事法案提出順序の規定に従ひたるや議案の審案に要する金額(第一回分は二十磅乃至三十磅)を納付したるや否を審問す。此審問に依り正式の手續を履まずして議案を提出せしことを發見するときは検査員は其議案を提出順序に遵由せざる旨を裏書して之を棄却す。然るときは同會期中再び此議案を議することを得ず。提出の議案が提出順序の規定に遵據せしものなるや否の問題に就きては私事法案の反對者は制限的即ち條件附反對を爲すとを得べきものとす。其目的は之に由て其大體を否認し其議案の内容に入りて

反對に就  
き條件を  
附するの  
目的

其眞價を審査する手續を省かんとするものなり。又右審問に對し請願者が其懈怠に出づると惡意に出づるとを問はず相當の辨明を爲さざるときは検査員は自己の検査によりて缺點を發見したると同一の手續を以て其議案を棄却す。検査員に於て議案提出者が其提出前に採るべき總ての手續を正當に履行したりと認むるときは其議案を衆議院の豫算委員長に廻付す。然るときは該委員長は貴族院の同委員と交渉し右の議案を貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎其審議は如何なる順序に據るべき乎を決定す。當事者及國會訟師は此決議に参加するを得ず。歳入委員長は右決議後議長附顧問の助力に依り其反對あると否とに拘はらず總ての私事法案を調査し、必要と認むる諸點に就て衆議院議員及貴族院委員長の注意を促し且つ其私事法案が衆議院委員會の審査に附託されたる後ちも何時にても之に關して必要と認むる所の特別の忠告を衆議院に致し又は反對なき議案を反對あるものゝ如くに取扱ふべきこと及請願書並に議案の當否を説明するに足るべき證據を蒐集せざる可からざることとを衆議院に通知するを得

#### 五 私事法案に就き貴衆兩院の關係

乾甲六號

三三



衆議院委員會に於て反對あり又は反對なき私事法案を議するに先ちて衆議院は其議案を貴族院委員長及其顧問に送付して審査を求むることあり然るときは同委員長に於て右の諸案に其適當と認むる修正變更を加へ若くは之を改作し又は其大體上より其當否を見て通過すべきものに非ずと爲すときは其議案に貴族院は其議案の通過に賛成せずとの旨を裏書して之を衆議院に還付す然れども事實に於ては西曆千八百四十七年私事法案提出順序の設定以來衆議院より私事法案の通過を貴族院に迫りたるとは殆ど絶無なり貴族院委員長より修正又は改作して衆議院に還付したる議案は衆議院に於て之を同院委員會の審査に附す然るときは該委員會は議案に記名したる院内代理者又は國會訟師に向て議案の説明を求め又其條項を變更せんとするときは其變更に就きて其助力を求め慎重に議案を議したる後可否の報告を衆議院に致す委員會に於て否決したる議案は自ら消滅するを例とす反對ある議案に就ては衆議院議長は豫算委員長及他の三名を審判委員に任命して一の法廷を組織し其議案の可否を審判せしむ此委員會は委員増加の建議を爲し又は附屬委員會を組織する權能を有す又請願者は一定の

各種の案

請願者の資格

資格を有するに非れば委員會に出席し陳辯を爲すを得ず其資格は衆議院に於ては豫算委員長其他議長の指名に係る三人以上の「レフェリー」即ち参加員より成立する一種の委員會に於て之を調査す貴族院に於ては當該私事法案の調査を委託せられたる委員に於て之を調査す而して審判委員には特に専門家を選舉するを例とす此委員會の任務は右の議案を法律となすべき乎若し爲すべしとせば如何なる變更制限を加へ如何なる防護の設備を要するやの問題を調査するに在るを以て同會は私事法案添付の請願書及之に反して提出せられたる反對の請願書に對して審理を遂げ其結果を衆議院に報告して同院が該案の採否を決するの資に供するものとす以上に擧たる各委員會の議長は相會して商議し反對ある議案は其一覽表を調製し表中記載の順序に依り之を處理する規定なり

六 鐵道及運河案其他重要なる私事法案の特色

鐵道及運河案に關する私事法案は之を鐵道及運河案總務委員(常置なり)に附託す此委員は鐵道及運河私事法案に就ては先議權を有し其案に對し反對あると反對なきとに拘はらず商務省の提議に就て之を審査するものとす而して該委員は

鐵道及運河案



其見る所に従て或は自ら之を審査し或は反對ある私事法案は之を其審査の爲め特に組織せらるゝ所の委員會の審判に附することを得此特別委員會は既に述べたる如く私事法案添付の請願の當否よりは寧ろ其曲直を審判するものにして同委員會は恰も法廷の如く反對の請願者は當該私事法案添付の請願書に掲載しある事實を拒否し之に對して反對の意見を吐露することを得反對ある議案の取扱方は反對なき者と異なることなし即ち同案は先づ検査員に於て提出順序の規定に遵由せしや否やを検査し次に貴族院委員會長の精査を受け而して後衆議院委員會に於て審議討究せらるべきものとす

私事法案が一たび衆議院に於ける常置又は特別委員會の一覽表に上るときは同案は恰も法廷の目録に記載されたる訴訟の如く其記入の順序によりて審査せらる然れども公益に大關係を有るの重要な案件は此順序に依らざるとあり即ち衆議院豫算委員長が貴族院の同委員長と會合し總の私事法案に就き貴衆兩院の孰れに於て最初に審議すべき乎を決するに際し或る私事法案が大に社會の公益となるべき重要なものと看做さるゝときは右の私事法案は豫算委員長より衆議

重要なる  
私事法案

院と貴族院へ同時に提議し兩院聯合特別委員會の審査に附し同委員會は聯合法廷として該案の審査に従事す凡そ委員を以て特に組織する議院の臨時法廷に於ては普通の裁判所に於けると等しく諸々の證據を徴すると雖も普通の裁判に比すれば稍々緩なる所あり又傳聞證據に關する規則の如きも幾分か斟酌して適用せらる然れども同法廷に於ては種々の證據書類を取調べ地圖を要する者は之を精査し専門家の意見を徴し訟師の精密なる辯論及總ての反對論を聴き又は私事法案修正の提議を爲すことを許す等其爲す所普通裁判所に同じく委員の狀態裁判官に異ならず

### 七 委員の誓言及株主の權利

何人たりと雖も當該私事法案は自己の選舉區又は双方の利害の關係を有せず而して其審理すべき議案に就ては畢生の力を盡し誠實に之を取扱ひ總ての證言を聞きたる上に非ざれば可否の投票を爲さざる旨を書面にて誓言するに非ざれば委員となるを得ず審議會は二人以上の委員缺席するときは之を開くを得ず而して二回以上缺席する委員は之を除名し他の委員を以て之に代らしむるものと



す

會社が其既に附與されたる權利の擴張變更又は改正に關する議案を議會に提出するときは同案に反對する株主は縱令少數なりとも其議案に反對の意見を吐露することを得

八 私事法案の撤回並に費用の支辨

私事法案提出者が議會に於て同案審議中之を放棄するときは議會は直に其審議を止め其提出より放棄に至るまでの費用を提出者に支拂はしむ道般費用負擔の事はウキクローリヤ女皇二十八年及二十九年の法律を以て之を規定し委員の私事法案取扱の手續をして一層裁判所の裁判手續に類似せしめたり此法律に依れば私事法案調査委員會に何時にても審査の上請願書の前提に於て私事法案提出の必要を證明するに足るものなきことを發見し又は反對者の申出に依り反對請願者保護の條項を私事法案に挿入するか又は反對請願者保護の條項を削除若くは改正して反對請願者をして反對の請願書を提出して自己の權利を保護するの手段に出るの已を得ざらしめたるは全く私事法案提出者が其提出案中に適當の

費用の負擔

私事法案提出は巨多の費用を要す

提出費の金額及科目

條項を設けて反對請願者の權利を保護することに注意せざりしに由ることを衆議院に報告する場合に於ては其事件に關する入費は私事法案提出者をして之を支拂はしめ之に反し私事法案提出者の論ずる所正當にして反對請願者の申立相立たざるときは其私事法案の審判に關する總ての費用は之を反對請願者より徵收するものとす

私事法案の提出及調査は頗る手續と時間とを要し隨て少なからざる費用を要す例へば私事法案の提出者及之に反對の請願者は凡て彼等を代表すべき數名の代人及訟師を雇はざるを得ず又彼等は數名の證人を倫敦市に出張せしめ市内に滞在せしめ上下兩院の審査決議を待たざるを得ざるを以て事の結末に到るまでには頗る長時間を要し隨て費用決して少額に止まらず往時鐵道敷設の初期に在ては委員の組成今日よりも緻密にして其費用之を今日に比して更に大なりしは事實に徴して明かなり然れども今尙ほ一の反對なき私事法案の通過に伴ふ議案提出費検査委員の手数料其他總ての費用を積算するときは一事件の爲め要する所の金高は總額貳千圓を下らず此金額は議會に於ける議案審議の進行に隨ひ逐



次其幾分を豫納し以て次回の審議に伴ふ費用の支辨に充つべきものとす其費途は公用に供する議會の筆紙墨衆議院議長の特別顧問及議會の議案起草者に對する謝金委員會に於て私事法案審議の際に生ずる種々の臨時費其他私事法案に關し議會に於ける一切の費用支辨に充るものとす其他代人及訟師の報酬の如きは其幾何なるを知るを得ず然れども其少額に止らざるは疑を容れず總て私事法案は衆議院議長顧問即ち國會議案起草者の監督の下に議會を吏員に於て起草す而して議長の顧問には地位高く學識該博なる訟師を擧ぐるを例とす

九 議院職務の減縮

英國に於ける私事法案提出及其調査議決の鄭重なる凡そ斯の如く其手續は主として疑を議員に通じ私事法案の提出を苟にするの弊を防ぐにありて相當の範圍内に於て其順序方法を定むるは必要の事に屬す然りと雖も英國の現行方法は手續煩密に過ぎて費用を要する大なるの感なき能はず其手續を簡單ならしめ而かも其弊害を防ぐに足るの方法あらば進て以て之を講究すべきは亦以て民福を増すの一助たるを疑はず今英國議院の大勢を見るに往時は離婚歸化の如き人事

と雖も尙ほ私事法を以て之を定め選舉の異議に關する請願も亦之を衆議院の選舉委員に附託せり然るに四五十年以來歸化證書の下附は行政の一事項となり離婚の争訟は司法事件となり裁判所に移り凡そ二十年以來選舉に關する請願は普通の裁判所の所管となり議院の職務漸く減縮の傾向を示せり其他地方警察署の設置町邑窮民救助の施設社團法人の設置限嗣不動産エンテールド、エステイトの賣却等皆近年までは立法の手續を要せりと雖も爾後是等の事項の爲め一般法を定め一事一項に就て立法府を煩はざることとせり是れ國務の執行上組織の一進歩と云はざるを得ず回顧すれば英國に於ては西曆千八百四十五年以前に在ては共有地境界の設定は私事法を以て之を規定せしと雖も同年以後は行政府に於て境界検査官なる者を任命し境界に關する一切の情況は該検査官に於て之を調査し相當と認むるときは之を認許するの命令を作り次回の議會に於て其命令の承認を請ひ其處分を確定するものとし之を稱して豫備命令(Provisional Order)とす此事務は内務省に屬し内務大臣は毎歲議院の承認を経る爲に多數の豫備命令を取纏めて簡單なる一案と爲し之を議院に提出す斯くして提出せられたる



案は公事法案を取扱ふと同様の手續を以て其詳否を決し、議院は境界決定の權利を保留し、其検査を行政府に委し、以て従前議院の特選委員に於て履行したる煩雜なる手續に代へ、大體上立法府檢束の權利は依然之を存し、處務の効用を増加せしものなり、元來處分の敏捷にして周到なるを欲せば之を行政府に委するを宜しとす、而して結局の監督權は之を議會に收めざるを得ず、前記の如きは實に適當の改正と云ふ得べし

以上境界の設定に就て説く所の制度は其後棧橋、淀泊所、馬車鐵道、漁場其他諸種の事項に適用せられたり、實に豫備命令の發布は些々たる地方的事項の爲に一々私事法案提出の手續を省略し、國務の進歩上一大進歩を來せり、今此制度を擴張し各地相當の裁判所に於て方今尙ほ議院に提出せらるべき各種の私事法案を受理し、輕便に之を檢査し、之に對して議院の承諾を経べき豫備命令を作らしむるは蓋し容易の業なるべし、諸般の機關を利用し巧に國務を操縱せば國利民福を増加する亦難きに非ざるなり

乾乙號附錄

〔第一三六一頁第四行以下左ノ通り改ム〕

一般會計繼續費

	三十九年度	四十年年度	四十一年年度
豫算額	三一、一五六、四八〇 <sub>甲</sub>	一一五、五八一、四四三 <sub>甲</sub>	一〇〇、二四八、〇三八 <sub>甲</sub>
前年度繰越額	一一三、五四三、八七三	一一三、〇七七、七〇八	六一、六六二、二九〇
決算額	三一、五二〇、四〇五	六六、八五三、四一四	一〇〇、一〇二、八八七
翌年度繰越額	一一三、二三二、七〇五	六二、六六二、二九〇	六〇、七六一、八三七
不用額	九、九四七、二四一	一四三、四四六	一、〇四五、六〇五

備考

- 一三十九年度翌年度繰越額の内には四十年法律第二十二號に據り帝國大學特別會計へ繰越たる拾五萬四千九百九拾七圓を包含す
- 一三十九年度不用額の各年度に比し多額なるは鐵道建設及改良費、北海道鐵道



乾乙一號

敷設費に属する殘額を豫算編成上の結果繰越すを要せざるに依る

〔第二三六二頁第二行下段左ノ通り改ム〕

六四、六六五、八五七、〇〇〇  
 五三、六一一、七四七、五七五  
 五七、二一九、六一〇、〇〇〇  
 五四、五三四、六五〇、〇〇〇  
 四九、〇一四、六二八、〇〇〇  
 四六、九四七、一四二、〇〇〇  
 五四、六五五、一一四、〇〇〇  
 七四、七七九、四二二、〇〇〇  
 四五五、四二八、一六〇、五七五

〔第三三九八頁第七表追加〕

西曆一九〇八年(實收) 同一九〇九年(豫算) 同一九一〇年(豫算)

直税總額 一五、一八三、六二〇 一五、八三三、三三三 一九、三四六、四九九

煙草税 五、三九、三三八 五七、三九、〇〇〇 六三、〇七、九〇〇

砂・糖税 九三、六二、七四四 三三、三六、〇〇〇 一三四、八六、〇〇〇

關稅 二七九、三五〇、三〇三 二七、四九〇、〇〇〇 二八四、〇五、〇〇〇

印紙稅 六五、五八八、九〇一 六、八七、四〇〇 七四、六〇、一〇〇

財產移轉稅 三、一四八、三三三 三〇、六〇、〇〇〇 三四、六七五、〇〇〇

〔第四四三二頁ノ第六表追加〕

英 佛 單位十億馬

西曆一九〇八 一五、四 二四、八

〔第五五一五頁表ノ追加〕

西曆一九〇八年末日現在 同一九〇七年末日現在

英 獨

哩數 三三三、二〇五 三六、二〇〇

資本 一、一三〇、五三三、二一二 七八九、六九七、七〇〇

純收入 四三、四八六、五二六 四二、六八六、〇五〇

乾乙一號

七五



乾乙號第一附錄

〔第二〕第三二頁第九行の次(單位百萬法)

	購入	賣却	價格
西曆千九百九年上半年	五八、九五八	二六、五四一	九七、五二
同 千九百十年 上	五八、三四〇	二八、八七七	九八、五一

〔第二〕第三三四第四十一行而し以下を左の通り改む而して西曆千九百十年九月一日の紙幣流通額は約二十四億四千七百萬弗にして十弗最も多く實に六億四千三百四十四餘弗の巨額に達し五弗之に次ぎ五億六千三十餘萬弗百弗亦少ならず其高約一億一千八百萬弗にして一弗は一億四千五百三十餘萬弗二弗の如きは僅かに六千三百三十餘弗に止まれり

〔第三〕第百五十六頁第二行「一月より第四行」云つべしを左の通り改むの海外投資高は十八億九千萬圓を下らざる巨額に達せり利率は西曆千九百七年には平均

四分六厘強に當ると雖も内輸に見て四分と見る

〔第四〕第一五七頁第十四行の「亦盛なりと云つべし」を削り左の如く挿入す然れども獨逸の外國有價證券輸入額は近年減少の傾にて西曆千九百十年の高は三億六千九百萬圓に止まりしが八年前には五億二千七百萬圓に上れり

〔第五〕第一五七頁第四行ノ次

今參考の爲め英國海外放資の主要なる者を掲ぐれば左の如し

國	債	北米合衆國	英	比律賓
市	債	七、八九六	玖	馬
鐵	道	五八六、二二七	二、二八二	比律賓
銀	行	九三〇		
釀	造	一一、五〇五		
商	工	一五、七二五	一、七二一	
鑛	業	二一、六二一		
鐵	道			七、九〇三



土地金礦	三二、四三七	一八二	
瓦斯及水力	一、一三七		
電信電話	四、三四七	九六六	
輕便鐵道	二、九四七		二五〇
油	三、五七五	一七一	
其他	七四一		五〇
合計	六八八、〇七八	二二、七〇〇	八、二〇二
加奈陀			
政 府	七、五二一		一七六、九九五
市 道	一七、三三七		三、五二二
鐵 行	三三、七〇〇		一三六、五二五
銀 行	四、一八〇		三、四〇〇
商 工 業	一四、三三七		二、六四七
電 燈 電 力	三、二七三		一、七三三
濠洲			
南 部 阿 弗 利 加			
印 度			

土地金礦	一三、六三三	二七、九七七	七三、三六三	一、八五三
鐵、石 炭	七、三三三	一、三三七	六、三九三	八〇三
鑛 業	七、三九六	四三、〇九四	二五、〇六五	三、五三一
輕便鐵道	五、八八八	三、四八八	一、八〇〇	四、一三六
其他	二、〇八六	四、三三四	一、九九九	六、三三〇
合計	三七三、五二一	三六〇、〇五〇	三三一、三六八	三六五、三九五

右の外小殖民地へ貸付する者數ふるに違あらず、中央及南米諸國にも多額を貸付しアルペンチンを筆頭とし其額約二億七千萬磅にして最近三ヶ年の貸付高は五千六百萬磅とす次はメキシコにして其額は千七百萬磅、ブラジール九千四百萬磅チリ一四千六百萬磅ウルグワリ一三千五百萬磅ペル一三千二百萬磅等なり而して西曆千九百十年の海外投資總額は一億八千九百萬磅の巨額に達し最近三ヶ年の合計は五億千六百萬磅なりとす

〔第六〕第一八〇頁第二行の次

今便宜の爲め世界有數の大都會の入口を示せは左の如し



- 一 伯 林(西曆一九〇八) 二、一〇一、九三三
- 一 ウキエナ(同 一九〇九) 二、〇八五、八八八
- 一 露 都(同 一九〇五) 一、六七八、〇〇〇
- 一 モスコウ(同 一九〇七) 一、三五九、二五四

倫敦紐育シカゴは前にあり、米國は更に著しき増加を示し四十二の大都會に於ける人口の増加は左の如し

- 一 西曆千八百九十年 一〇、七三三、九二三
- 一 同 千九百年 一四、一七四、一七一
- 一 同 千九百十年 一八、四三五、四〇〇

なり而して市民一人當りの市債額は左の如し

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 西曆千八百八年         | 同千九百十年   |
| 總育 三百十五圓四十八錢    | 三百六圓〇四錢  |
| デツロイト 五十二圓〇四錢   | 四十五圓八十四錢 |
| サクラメント 七十五圓五十四錢 | 五十七圓十八錢  |

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| セイント、ジョーセフ 四十五圓七十四錢 | 七十二圓七十錢  |
| プツト 四十六圓九十二錢        | 五十八圓九十二錢 |
| ジョブリン 十七圓七十八錢       | 二十五圓三十四錢 |

〔附言〕十年の方一人當りの減少せしは人口の増加に由る  
第七第二百二頁第十四行以下を左の如く改む

歩合制限法とは地方團體の經常歳入何倍まで又は其不動産價格の何割何分までを限度とし募債を許すものにして起債力と償還力の比例を保たしめんとするものなり前者は英國の採る所にして後者は紐育市の採る所なり同市の地價は西曆千九百三年には三十三億三千六十四萬七千餘弗なりしが同千九百十年には七十九億四萬四千九百九十九萬二千餘弗に増加せり而して起債の最高限は其一割なるを以て同市は七億九千萬餘弗則ち約十六億圓の公債を起す能力を爲す

〔第八〕第二四六頁第六行「除外し」と「差増税」との間に左の如く挿入す  
百四十九に對する三百七十九即ち二百三十の多數を以て

〔第九〕第二五二頁第一三行「豈に以下を左の如く改む」



今我立法は此過を再びす其不可なる議論を埃たす而して其收入金の輕微なる大海の一滴固より國費を援助するに足らず速かに其率を復舊し以て商界の不便を除くべきなり

〔第十〕第三七八頁第三表追加

經常歲入出		臨時歲入出	
四十三年度決定豫算	四八三、九九八、二六六 <sup>円</sup>	四七、五〇七、七四八 <sup>円</sup>	
	四一、一三一、六二二	一三三、一七二、二三九	
四十四年度決定豫算	四九二、一三八、〇〇〇	五九、八九四、五三九	
	四〇六、八六九、一二七	一四四、八三八、五四八	

〔第十一〕第三八三頁第十行の次

又最近の調査に據れば露國政府の鐵道公債二十三億二千三百萬圓年々の利子は約一億三千四圓百萬圓にして此利子の外に政府が西比利亞線等の爲に損失する所一ヶ年約五千萬圓乃至一億圓に上り此外に普通公債の内より鐵道費として支拂はれたる者の利子を加算すれば露國政府の鐵道費支出は驚くべき巨額に達すべし而して西曆千九百十年度に於ける政府鐵道收支豫算は左の如し

國有鐵道收入	六〇、〇〇〇、〇〇〇 <sup>円</sup>
收入 私立鐵道より來る政府收入	一、二〇〇、〇〇〇
計	六一、二〇〇、〇〇〇
私立鐵道に對する保護年金等	三、〇〇〇、〇〇〇
國有鐵道運轉資金	五〇〇、〇〇〇
支出 同上 改良費	四八、一〇〇、〇〇〇
機關車、車輛等購入費	四、六〇〇、〇〇〇
計	二、八〇〇、〇〇〇
	五九、〇〇〇、〇〇〇

〔附言〕 此支出中には西比利亞線一部の改良費と同線複線建設費等新線に關する支出を含まず

〔第十二〕四〇八頁第十一表追加

	西曆千九百十年	同千九百十一年
經常歲入	二、五八〇、〇六三、四九七 <sup>円</sup>	二、六六九、五七四、九一六 <sup>円</sup>
臨時歲入	一一、六二四、三八三	一一、四〇〇、〇〇〇
國庫剩餘金	—	一一、三七六、三八四



歲入合計	二、五九一、六八七、八八〇	二、六九三、三五二、三〇〇
經常歲出	二、四七〇、〇三五、三二三	二、五四五、九二三、五三一
內 譯		
宮 內 省	一六、三五九、五九五	一六、三五九、五九五
最高官衙	九、一二九、一一七	八、一九一、三九四
聖教務院	三四、一九五、二一七	三七、五六六、九八四
內 務 省	一五五、二三六、四八二	一六二、八九六、一六〇
大 藏 省	四二四、〇八九、八六六	四一七、六六六、五六二
司 法 省	七四、五〇三、九八九	七八、一二六、二六三
外 務 省	六、一七四、三〇七	六、二七三、五九五
文 部 省	七五、九九八、四五八	九一、六九四、三七五
遞 信 省	五五一、一一三、四九一	五五六、二二三、〇七〇
商 工 省	三八、六一八、九〇九	四〇、八四三、六一二
農 務 省	八五、五五三、六五五	一〇一、九〇八、七九二

馬 政 廳	一、九八一、四四八	二、一二五、四五四
陸 軍 省	四八〇、七二七、三九二	四八四、九九九、二七七
海 軍 省	八九、二四七、四二六	一一二、九九四、二五七
會計検査院	一〇、一九六、八五七	一〇、七九八、四六二
國債元利	四〇六、八一三、一七四	四〇七、二六五、六七九
雜 費	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時歲出	一二一、六六二、五六七	一四七、四二七、七六九

內 譯

日露戰爭に關する支出	二、八一八、五六五	二、三〇三、四一〇
陸軍諸官衙に要するもの	—	四八、六〇〇、〇〇〇
鐵道布設費	六七、一一〇、三二〇	九五、一〇五、一六五
私立鐵道會社補助費	—	一、四一九、一九四
雜 費	五四、七二三、六九二	—

歲 出 合 計	二、五九一、六八七、八八〇	二、六九三、三五二、三〇〇
---------	---------------	---------------



第十三第四二〇頁第七行の次

露の農事凡そ斯の如し幸にして西曆千九百八九兩年は近年の大豊年にして十年の作柄亦平年を越へ幾分か活氣を添へたりと雖も人口も一億五千五百萬を越へ麥類の生産高尙ほ一人二石に上らず之を他國に比して緩裕なりと云ふを得ざるなり

第十四第四三九頁第八行斯の如く以下を左の如く改む而して最近兩年の公債の内譯を見るに左の如し

西曆千九百十年十一月一日

同千九百九年十月一日

四分利公債	七五二、二一九、〇〇〇	四一〇、〇〇〇、〇〇〇
三分利五厘公債	二、〇二〇、七四五、〇〇〇	二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
三分公債利	一、七八三、六六九、五〇〇	一、七八三、五〇〇、〇〇〇
四分利大藏省證券	三四〇、〇〇〇、〇〇〇	三四〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、八九六、六三三、五〇〇	四、五五三、五〇〇、〇〇〇

第十五第四四一頁第十二行以下を左の通り改む

今一步を進めて西曆九百十年度の決定豫算及同千九百十一年の提出豫算の内譯を見るに左の如し

永久費

	西曆千九百十一年度	同千九百十一年度
議會費	二、一〇三、二五五	二、一〇三、二五五
帝國宰相府	三一四、四七〇	三一四、四七〇
外務省	一八、五八八、六八三	一八、一六二、四八八
内務省	八九、〇四七、七六七	八二、六二七、二七二
陸軍	七一五、一二六、九〇二	七〇六、八〇五、六四七
軍法會議	五四八、九一一	六〇九、一五一
海軍	一六七、二一二、八五八	一五七、三三四、五一七
司法省	二、八五九、五八〇	二、六七四、八六五
大藏省	二〇一、三六一、二三六	二二五、九九九、七一六
殖民省	二、八八九、五〇四	二、八七八、六六六



乾乙二號

七〇

鐵道廳	四八四、八四〇	四八五、六四五
國債費	二八〇、二五一、八一九	二一九、二〇一、二二三
會計検査院	一、二九三、三二八	一、三〇〇、五二二
恩給基金	一五三、七九八、四四六	一五二、〇二三、八七八
郵便電信費	六四三、七三〇、三六九	六二四、三五七、九一〇
帝國印刷局	八、七三八、二二五	八、五四三、七四五
鐵道行政費	一〇一、九二七、三三〇	一〇一、三〇五、八一〇
計	二、三八九、七二四、六〇七	二、三〇六、七二八、七七〇
一		
外務省	五三一、一〇〇	八五六、〇〇〇
內務省	一、七九九、四〇〇	一、七四六、二二一
郵便電信費	一八、八三一、八八二	一五、九一七、一六七
帝國印刷局	一六一、五八四	二七七、〇八四
陸軍	七七、五〇五、二八七	七七、六三六、〇一〇

海軍	一八二、九九〇、九八五	一七二、一〇九、二九六
大藏省	三、九五〇、〇四三	二二、一四七、二二二
殖民省	一九、六一六、五三九	二二、七九三、七九八
司法省	一一〇、〇〇〇	
鐵道行政費	八、一九八、一七五	四、九〇五、四七〇
國債費	五、三九〇、三一一	五、七七五、〇〇〇
經常費合計	二、七〇七、八一九、九一三	二、六五八、六一三、二八一
臨時費		
內務省	五〇、〇〇〇、〇〇〇	二三、〇〇〇、〇〇〇
陸軍	二三、六八九、四〇〇	二二、四九九、一〇〇
海軍	一〇九、〇五九、九一七	一一二、七三二、四六九
郵便電信費	二二、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
鐵道行政費	一二、三七六、五〇〇	七、四九八、七〇〇
計	二二七、一二五、八一七	二二四、四三〇、二六九

乾乙二號

七〇



歳出總計

二、九二四、九四五、七三〇

二、八七三、〇四三、五五〇

經常歳入

關稅及消費稅

一、四八二、七四一、九〇〇

一、四三七、〇七一、〇五五

諸賠償金

一三一、四〇〇

一一一、四〇〇

郵便電信收入

七三四、一六一、六〇〇

六九三、二二六、三二五

帝國印刷局收入

一二、五八八、〇〇〇

一三、三七六、〇〇〇

鐵道收入

一二八、八九三、〇〇〇

一二三、三一九、〇〇〇

銀行稅

一五、五九〇、〇〇〇

一六、四八二、〇〇〇

諸行政收入

七五、四七四、五七〇

一〇七、九六九、六七一

聯邦資金

二二二、〇〇四、七〇〇

二二八、五二二、〇〇〇

保護事業收入

四六、二三四、七四三

三九、五四五、八三〇

合計

二、七〇七、八一九、九一三

二、六五八、六一三、二八一

臨時收入

不要要塞地賣却代

二、一八三、一五二

三、五〇三、六五六

東阿遠征雜收入

二、〇七六、〇九四

六九四、一七六

トゴ一殖民地收入

四八、七六七

四七、一一八

帝國鐵道行政收入

六一三、四九六

五三七、六八〇

郵便電信收入

二、五九三、一七九

二、〇七四、七六三

減債繰入

八九、五八五、一九九

三五、四二六、七三三

前渡金繰戻

二七〇、〇〇〇

造幣收入

二二、〇〇〇、〇〇〇

國債募集金

九七、七五五、九三〇

一七一、八四九、一六二

計

二、一七、一二五、八一七

二、一四、四三〇、二六九

總計

二、九二四、九四五、七三〇

二、八七三、〇四三、五五〇

斯の如くして西曆千九百十一年度は之を前年度に比して多少の増加を免れず其増加の原因は主として陸海軍に在り而して殖民地費用に於ても新ギニアを除き皆増加を示す即ち東阿は一四、六〇四、八三五馬にして前年に比し五五八、三一五馬カメルンは九二八、〇一三にして七三三、〇四八馬トゴ一は三、二一六、二〇〇馬



克にして七六四、八五〇馬克、西南阿は三四、九九八、〇二二馬克にして二、七二三、二九四馬、サモアは九三二、一五五馬にして一六六、九三二馬、膠州灣は一三、五四二、八三四馬にして八二六、九五〇馬の増加を示し獨に新ギニアは二、一八三、四二一馬にして前年に比し一一八、四四四馬の減少を示す

〔第十六〕第四五六頁第七行果して云々せずを左の如く改む

果然西曆千九百十一年度の豫算に於ては海軍總費用を四億五千餘萬馬に増加し内約九千萬馬は公債支辨の見込なり

〔第十七〕第四七六頁第四行の次

今回の増價稅率に關して帝國政府は非常の注意を爲し殆ど全力を盡せり請ふ少しく之を述べん

市町村稅として從來行はれたる増價稅は一般に取得代價に對する増價額の比例に依り累進率を用ひ其重きに從ひ愈々率を加へたり是れ課稅を仕拂能力に應ぜしむるの主義を採るものなり然るにハムペルヒ及伯林に於ては増價額の絕對數に據るを本位と爲し其取得代價に對する比例數の多寡は稅率に對し累進的に

附加増額する方法を以て之を斟酌するものとせり政府の原案は全く之に反し増價額の比例數に據るを本位と爲すの外絕對數の如何をも亦附加率の實施に依り斟酌するを得ざるに非ずと雖も原案は其實施を規定せざりし其故は此事を規定するときは納稅義務者は土地を分割して賣却し増價の絕對數をして常に附加率適用の最下限を超えることなからしめ以て累進の目的を妨ぐることを得るにあり

右の外土地所有期間の長短に依り稅率を異にするの必要あり何となれば所有期間の長短に依り土地の賣買の目的は投機的若くは他の事情に據るものと推定するを得るの理由あるのみならず實驗上屢々見る所の現象なればなり况や又増價の生じたる期間短に從ひ納稅能力も亦自ら大なるを常とするに於てをや之に反し時勢の進歩に伴ひ貨幣の購買力減少するの事實と増價の全部若くは其一部分は所有者若くは其家族の勞力に基因すること稀ならずと雖も之を計出するに甚困難なるを以て原案に於て控除を許したるは金錢の支出に限るものとせり是れ亦所有期間の長きに從ひ稅率を低減するの一理由なり固より増價を生ずる原



因には種々あり之を分類して其幾分は何れの原因より生じたるかを確定するは極めて難事に屬す、一般の規定としては所有者の勞力に因る増價例へば土地及其附屬の使用上特に注意を加へ巧者に且勉強に保護したるに因りと公共團體の施設及特勞の變遷に因る自然の増價とを區分するを得るのみ而して茲に問題となるは其後者に屬する増價なりとす、大體に於て集約的なる農業園藝及之に類する目的殊に葡萄園並に小工業に使用の土地に在ては増價の原因は所有者若くは其家族の勞力に因るもの頗る多し

原案は是等の諸點を斟酌し左の規定を設けたり

第一 税率は納稅義務ある増價が取得代價の壹割以下なれば之を五歩と爲し夫れより壹割を増す毎に累加して九歩五厘に至らしめ増價の額十割以上に上る者において之を十割乃至貳拾割、二十割乃至四十割及四十割以上の三段に分ち税率を壹割貳歩まで累加す

第二 土地所有期間十箇年未滿なるときは其少き年數一箇年毎に稅額の七歩を増加す

第三 前項に反し所有期間十箇年以上なるときは納稅義務ある増價の一部分を免稅す即ち十箇年以上第一年目には取得代價の四歩を免じ其れ以上は一箇年毎に其參厘を免稅す

右の率に依るときは所有期間短くして特に利得の多き者は從來の市町村増價稅の平均額に比し其稅額稍々多きに至るべし、然れども斯の如き利得は概ね投機的の利得に屬し且此租稅の收入額は徵稅權利者たる帝國各邦國及市町村の三者の爲め相應の收入を生せしめざる可らざるの必要あれば多少の加重は之を忍ばざるを得ざるなり、然るに委員會に於ては種々原案を修正し左表の如き結果となれり

取得代價に對する増加額の比例	所有年數				
	一年	五年	十年	十五年	二十年
五分	一五、一、五	一三〇、五	一一〇、〇		
壹割	五九、四	一三七、五	一一〇、〇	四九、二	二八、〇
貳割	七九、〇	一五二、二	一三三、〇	八三、四	六二、二
貳割五分	九八、〇	一五二、二	一三三、〇	八三、四	六二、二



參割(原)	一八一、六	一六五、〇	一四四、七	一〇一、七	七九、二	四〇、六
參割(修)	一〇一、六	六九、二	一九四、七	一〇一、七	七九、二	四〇、六
五割(原)	一一四、一	一九二、五	一六八、〇	一二八、六	一〇三、〇	五六、四
五割(修)	一一四、一	一九二、五	一六八、〇	一二八、六	一〇三、〇	五六、四
七割五分(原)	一二七、五	二〇三、七	一〇六、八	一六二、七	一三一、六	七四、〇
七割五分(修)	一二七、五	二〇三、七	一〇六、八	一六二、七	一三一、六	七四、〇
拾割(原)	一四七、八	二六一、七	九三、〇	一八四、五	一五〇、六	三八、八
拾割(修)	一四七、八	二六一、七	九三、〇	一八四、五	一五〇、六	三八、八
貳拾割(原)	一八三、〇	二七九、〇	一三七、七	二二八、八	一八四、四	六八、六
貳拾割(修)	一八三、〇	二七九、〇	一三七、七	二二八、八	一八四、四	六八、六
參拾割(原)	二四三、三	三〇三、五	二〇四、二	二六四、二	二〇三、八	九〇、六
參拾割(修)	二四三、三	三〇三、五	二〇四、二	二六四、二	二〇三、八	九〇、六
五拾割(原)	三六三、六	三三〇、三	二七九、三	二八八、六	二四三、五	一四七、八
五拾割(修)	三六三、六	三三〇、三	二七九、三	二八八、六	二四三、五	一四七、八

由是觀之修正案に於ては概して税額減少せり

今一步を進めて更に一層實際的なる一例を舉げんに市内に於て若干坪の空地を取得し其取得代價は五萬馬なりしに滿十五箇年の後ち之を拾萬馬にて賣却せりと假定せば之に對する増價税額の計算は左の如し

取得代價

現實の取得代價

五〇、〇〇〇、〇〇

取得に付ての雜費代價の四分

二、〇〇〇、〇〇

原案第二十條第三項に依る加算額  
(イ)二千五百馬(即ち二五×一〇〇)  
に對する二分五厘十五箇年分  
(ロ)四萬七千五百馬に對する  
二分十五箇年分

九三七、五〇

合計

一四、二五〇、〇〇

賣却代價

六七、一八七、五〇

現實の賣却代價

一〇、〇〇〇、〇〇

内控除すべきもの

賣却に付ての雜費(原案第十五條第一項)

代價の五厘

五〇〇〇、〇〇

取得代價に對する年三分の利子

十五箇年分(原案第十五條第二項)

二二、五〇〇、〇〇

小計

二二、〇〇〇、〇〇

乾乙二號

七六



差引

七七、〇〇〇、〇〇

之より取得代價

六七、一八七、五〇

を控除し差引増價額

九、八一二、五〇

右の計算に依れば納税義務ある増價額は九千八百拾貳馬五十片にして此數は取得代價の壹割九分六厘貳毛餘に過ぎざるを以て税額は増加額の壹割壹歩即ち千七拾九馬三十七片となるべし然るに原案第二十條第二項に依れば尙ほ所有年數一年毎に其壹分を低減すべきに由り其壹割五歩に當る百六拾壹馬九十片を控除し實際の納税額は結局九百拾七馬四拾七片となる帝國は其五割即ち四百五十八馬七十三片各邦國は其壹割即ち千九十一馬七十四片市町村は其四割即ち三百六十七馬を受くるものとす是を以て自然的純益五萬馬に對する税額は僅かに九百十七馬四十七片に過ぎず換言すれば三箇の徵税權利者に向て仕拂はるべき税額は總計利得の壹分八厘三毛餘に止まり其九割八歩壹厘六毛餘は幸福なる利得者に於て之を保有し得るものなり世之を評して山嶽鳴動して小鼠一疋を出したりと蓋し至言と云つべし斯の如く増價税は之を以て大國財政の基礎とするに足

らず又獨逸特質の投機抑制の功を奏する能はざるなり須らく英流に據り輿力ある國家の大財源と爲すべきなり

更に一步を進めて出費を加除すべき場合に相當する一例を擧げんに茲に五萬馬を以て土地を購入したるものありと假定せん其者購入後第十六年目に拾萬馬の資本を投じて其上に家屋を建築し同年中地所及家屋を貳拾萬馬にて賣却したりとせん此場合に於て土地の取得代價及自然増價は前の例に同じとせん然るときは原案に於ては之が税額の計算は左の如くなるべし

取得代價	五〇、〇〇〇、〇〇
現實の取得代價	一〇〇、〇〇〇、〇〇
家屋建築費	五〇、〇〇〇、〇〇
家屋建築手数料	二〇、〇〇〇、〇〇
取得に就ての雜費	九三七、五〇
貳千五百馬に對する貳分五厘十五箇年分	二八、五〇〇、〇〇
四萬七千五百馬に對する貳分同上	



合計即ち推定の取得代價	一八六、四三七、五〇〇
賣却代價	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
内控除すべきもの	
賣却に就ての雜費	一、〇〇〇、〇〇〇
五萬馬に對する年三分の利子	
十五箇年分(原案第十五條第二項)	二二、五〇〇、〇〇〇
小計	二三、五〇〇、〇〇〇

果して然らば差引残即ち計算上の賣却代價一七六、五〇〇、〇〇〇取得代價は賣却代價よりも高きこと九千九百參拾七馬五十片なり隨て五萬馬の純益を以て實行せられたる賣却が法律上の認定に依れば損失を招きたるものとするの奇怪なる結果を生ず然るときは五萬馬の利得者に對し收稅官署は其實體を調査して土地の賣却に就て損失を蒙りたるの保證を與ふ斯の如きときは帝國々庫より之に損害賠償を仕拂ふべきは當然の事に屬す然れども實際斯の如き事は文明國には稀有の場合なり

右の例に於て四萬七千五百馬に對する貳分を計算に加へたるは土地所有期間の終期まで空地のまゝ存し居たるに因る原案第二十條規定の文字より觀れば賣却の時には地上に建物を存せしも規定修正の精神に依れば右の如く計算するを正當なりとす元來家屋の建築は土地と共に之を賣却するの望あるに至り始めて之を實行するを通例とす若し其精神如何を顧みず種々の修正意見を綜合して成立したる規定を文字通りに解釋し取得代價の一分を以て計算するときは推定の取得代價は拾七萬貳千八百八拾馬五十片となり四千參百拾貳馬五拾片の納稅義務ある増價を生じ之に對する稅額參百六拾六馬五拾六片は増價額の七厘參毛餘に當る而して其内帝國は百八十三馬二十八片各邦國は參拾六馬市町村は百四拾六馬六十三片を受くるの計算なり

〔第十八〕第四九二頁第三十表の追加

又普魯西に於ける最近二箇年の所得稅收入の内譯を見るに左の如し



收入階級

四百五十磅以上	都舍	三、三九三、四六四	同	三、四五三、三三五
都舍	二、〇八四、四五二	同	二、〇八四、三八六	
全體	五、四七七、八五六		五、五三七、七四一	
二百五十磅以上	都舍	三、二三八、六六四		三、六九一、四四五
都舍	一一二、六三七		一、三三七、九四八	
全體	四、三六五、〇〇一		五、〇七〇、九三三	
三百二十五磅以上	都舍	六、三二四、〇〇〇		六、七七七、七四〇
都舍	一、四六五、〇〇〇		一、六四六、六七〇	
全體	七、七八〇、七〇〇		八、四二四、三七〇	
四百七十五磅以上	都舍	七、一二四、〇〇〇		七、五一一、三三〇
都舍	一、三九一、七〇〇		一、四八六、〇〇〇	
全體	八、五一一、七〇〇		八、九九九、三三〇	
千五百二十五磅以上	都舍	一、四八七、八〇〇		一、五二四、五〇〇
都舍	三、一四一、〇〇〇		三、二九〇、〇〇〇	
全體	一、八〇一、九〇〇		一、八五三、八〇〇	

西曆千九百九年

同千九百十年

收

入

表

五千磅以上

都舍	三、〇七九	三、〇九四
田舍	七三九	七九九
全體	三、八一八	三、八九三
一人當り納額	一、一〇〇	一、一〇〇
都舍	七三五	七三五
田舍	七三五	七三五
全體	七三五	七三五

〔第十九〕五六九頁第三十六表の追加

明治四十一年度 明治四十四年一月 一年十箇月

〔第二十六〕〇二頁第三十七表の追加

明治四十一年度 明治四十三年十月一日 同年十一月七日

〔第二十一〕六三二頁第九行然るに以下促すべし迄を左の如く改む

今哉我國大戦の餘殃尙ほ去らず賦歛厚きに失し萬業振はず商況の沈滞意外の域に達す振起の道固より少しとせざるも預金制度の採用も亦其一方に外ならざるなきを得ず



財政と金融 乾の附録終

明明明明明明明明  
 治治治治治治治治  
 三三三三三三三三  
 十十十十十十十十  
 八八七六六五四四  
 年年年年年年年年  
 十二九九二九六二  
 月月月月月月月月  
 二 十廿 二廿二十  
 一 十五 十八十三  
 日日日日日日日日  
 訂訂訂訂訂訂訂訂  
 正正正正正正正正  
 增增增增增增增增  
 補補補補補補補補  
 十九八七六五四三  
 版版版版版版版版

明明明明明明明明  
 治治治治治治治治  
 四四四四四四四三  
 十十十十十十十十  
 四三三二二一一十  
 年年年年年年年年  
 五五五三九五五五  
 月月月月月月月月  
 二十十五 十十二一  
 十五 五五 五七十  
 日日日日日日日日  
 訂訂訂訂訂訂訂訂  
 正正正正正正正正  
 增增增增增增增增  
 補補補補補補補補  
 二十十七十六十三  
 九八七六五四三二  
 版版版版版版版版



製布版一廿第  
 圖五金價定册二全

著者 田尻稻次郎  
 發行者 森山章之丞  
 印刷者 綾部喜久二  
 印刷所 宮本印刷所

東京市神田區表神保町二番地  
 東京市神田區維子町三十四番地  
 東京市神田區維子町三十四番地

發兌

東京市神田區表神保町二番地  
 振替貯金口座第一三五番

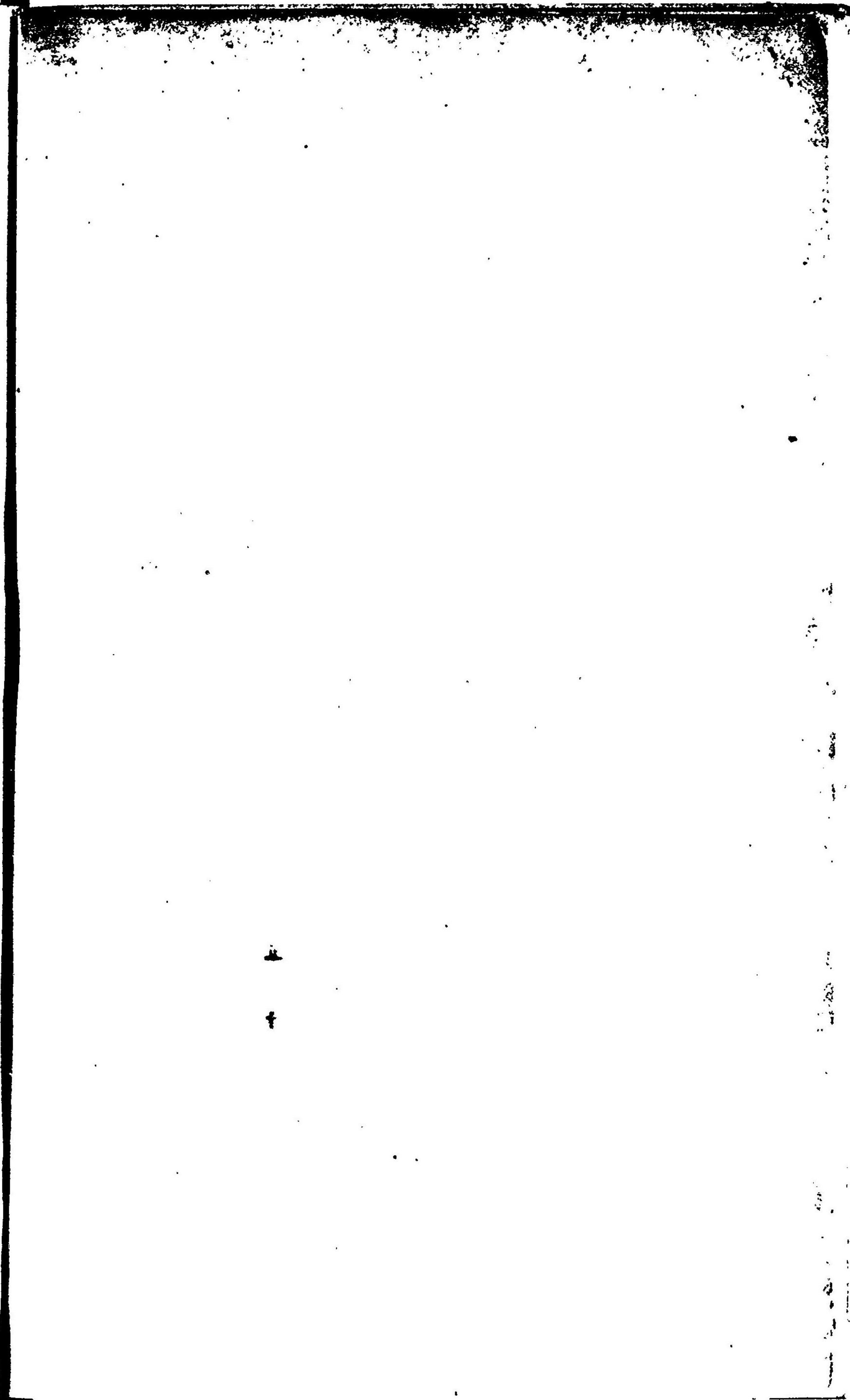
同文館

大所賣

東京神田區表神保町二番地  
 大阪東區實文館  
 神戶市元町實文館

東京早稻田同文館支店  
 大阪北區盛文館  
 朝鮮京城日韓書房







91  
147カ







040621-001-3

91-147カ

財政と金融

田尻 稻次郎/著

M44.5

BDE-0268





36.4.28